

2021年5月14日

全研本社株式会社

代表取締役社長 林 順之亮

問合せ先：03-3349-0451(代表)

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、株主、顧客、取引先、債権者、従業員、地域社会等のステークホルダーから信頼と共感を得られる経営を企業活動の基本であると認識し、中長期的な成長の持続を目指して経営基盤の継続的強化、経営の健全性、透明性確保に取り組み、コーポレート・ガバナンスの継続的強化および内部統制の体制整備・強化を重要課題として掲げ、その実践に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
吉澤 信男	8,515,900	76.0
林 順之亮	1,388,900	12.4
松島 征吾	280,300	2.5
岡野 健二	112,100	1.0
保科 衛	112,100	1.0
横井 文一	112,100	1.0
小室 博人	112,100	1.0
鈴木 徹	112,100	1.0
松尾 陽二	112,100	1.0
本村 建	112,100	1.0
上奥 由和	92,100	0.8

鷲谷 将樹	92,100	0.8
五十嵐 良	56,000	0.5

支配株主（親会社を除く）名	吉澤 信男
---------------	-------

補足説明

該当事項はありません。

3. 企業属性

上場予定市場区分	マザーズ
決算期	6月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上 1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社が支配株主との取引を検討する場合、一般の取引と同様の適正条件で行うことを基本方針としております。また、監査役による監視の下、取締役会において決議を行い、当社および少数株主に不利益とならないよう適切に対応してまいります。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社
------	----------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	取締役社長
取締役の人数	6名

社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
増渕 勇一郎	弁護士								△			

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
増渕 勇一郎	○	独立役員として指定する社外取締役の増渕勇一郎氏が所属しております AZX 総合法律事務所と当社の間には取引がありました。取引金額は僅少でありました。	増渕勇一郎氏は、弁護士として長年に亘る経験を有しており、かつ、当社の属する IT 業界に対する見識が豊富であり、当社の論理に捉われず、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で、独立性をもって経営の監視を遂行するのに適任であります。 また、東京証券取引所が定

			める一般株主と利益相反の生じる恐れがあるとされる事項に該当していないことから、独立役員に指定しています。
--	--	--	--

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	5名
監査役員数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

<p>以下のとおり連携を行い、各監査機能の質的向上を図っております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相互の監査計画についての説明・報告 ・定期的面談の実施による課題、問題点やその改善状況の情報共有 <p>(監査役と内部監査部門との連携)</p> <p>日常的に適宜会合を持ち、密接に情報交換・連携を実施して、監査活動にあっております。</p> <p>(監査役と会計監査人との連携)</p> <p>定期的に会合を持ち、情報交換を実施して、監査の充実に努めております。</p> <p>(内部監査部門と会計監査人との連携)</p> <p>必要に応じ会合を持ち、J-SOXの実施状況等内部統制の相互確認を実施しております。</p>
--

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役員数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
前川 健嗣	公認会計士													
佐藤 孝幸	弁護士													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
前川 健嗣	○	—	公認会計士としての資格を有しており、その専門知識と経験を活かした適正な監査を期待するとともに、より独立した立場から監査を遂行するのに適任であります。 また、東京証券取引所が定める一般株主との利益相反が生ずるおそれがあるとされる事項に該当していないことから、独立役員として指定しております。
佐藤 孝幸	○	—	弁護士及び米国公認会計士としての実務経験を有しており、その専門知識と経験を活かした適正な監査を期待するとともに、より独立した立場から監査を遂行するのに適任であります。 また、東京証券取引所が定

			める一般株主との利益相反が生ずるおそれがあるとされる事項に該当していないことから、独立役員として指定しております。
--	--	--	---

【独立役員関係】

独立役員の数	3名
--------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす者をすべて独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

中長期的な当社グループの業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲及び士気を向上させ、経営参画意識を高めることを目的とし導入しております。
--

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員
-----------------	---------------------------

該当項目に関する補足説明

中長期的な当社グループの業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲及び士気を向上させ、当社グループの結束力をさらに高めることを目的とし導入しております。

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等の額は、株主総会において定められた報酬限度額の範囲内で取締役会の決議に基づき代表取締役社長の林順之亮に一任し、代表取締役の林順之亮は、各役員の職務の内容、実績・成果などを勘案して報酬額を決定しております。また、監査役の個別の報酬等の額及びその算定方法の決定に当たっては、監査役の協議により、報酬限度額の範囲内において決定しております。
--

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社経営企画部が主体となり、取締役会の開催に先立って、必要に応じて資料の事前送付及び事前説明を行うこととしております。早期にかかる対応をすることにより、社外役員が的確な意見申述をすることができると考えております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、株主総会、取締役会、監査役会及び会計監査人を設置するとともに、日常的に業務を監査する役割として、内部監査室を配置しております。

a 取締役会

当社の取締役会は、代表取締役社長の林順之亮を議長とし、取締役である鷺谷将樹、松島征吾、上奥由和、松尾陽二、増渕勇一郎(社外取締役)の取締役6名(社外取締役1名を含む)で構成され、当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する権限を有しております。取締役会は、効率的かつ迅速な意思決定を行えるよう、定時取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

なお、各監査役は、取締役会に参加し、必要に応じて意見陳述を行うなど、常に取締役の業務執行を監視できる体制となっております。

b 監査役会

当社の監査役会は、常勤監査役の保科衛を議長とし、監査役である前川健嗣(社外監査役)、佐藤孝幸(社外監査役)の監査役3名(うち社外監査役2名)で構成され、ガバナンスの在り方とその運営状況を監視し、取締役の職務の執行を含む日常的活動の監査を行っております。監査役会は、定時監査役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。

c 内部監査室

当社の内部監査室は、代表取締役の直轄の部門として設置されており、人員は従業員2名であります。内部監査室は、当社及び当社グループの業務監査を実施し、その結果を代表取締役及び関係取締役並びに監査役会へ報告し、監査役、監査役会及び会計監査人と連携し、内部統制機能の充実に努めております。

d 責任限定契約の締結

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約(責任限定契約)を締結することができる旨およびこの場合において当該責任限定契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする旨を定款に定めています。この定款の定めに基づき、当社は、社外取締役との間で責任限定契約を締結しています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、株主総会、取締役会、監査役会及び会計監査人を設置するとともに、日常的に業務を監査する役割として、内部監査室を配置しております。これら各機関の相互連携によって、経営の健全性・効率性・透明性を確保することが可能となると判断し、この体制を採用しております。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主への株主総会招集通知については可能な限り早期に発送することに努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	決算期末が6月となっていることから、毎年9月に定時総会を実施する等、株主の方々が十分に検討し確実に議決権を行使できるような株主総会の開催日を設定しております。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討すべき課題として認識しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後検討すべき課題として認識しております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後検討すべき課題として認識しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページでの公表を予定しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けの定期的な説明会を実施する予定であります。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を実施	アナリスト・機関投資家向けに、代表取締役から経営の状況を説明する定期的説明会を年2回実施することを予定しております。	あり

海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後検討すべき課題と認識しております。	あり
IR 資料をホームページ掲載	当社のホームページに I R 専用ページを開設し、I R 資料を掲載していく予定であります。	
IR に関する部署(担当者)の設置	管理本部経営企画部、経理部において、社業全般に関わる全社的な広報活動及び情報収集を集約しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、「コンプライアンス・マニュアル」を定め、当社の役員・従業員、取引先の皆様、並びに株主・債権者の皆様等のステークホルダーの立場の尊重について規定しております。
環境保全活動、CSR 活動等の実施	当社は、1975 年の創業以来、豊かな社会の発展につながる未来を創るための事業活動に取り組んできました。具体的には、文化・社会貢献活動（世界に羽ばたくアーティストおよびアスリートの活動支援）や、語学学習支援活動（参考図書 の寄付）等を行ってきました。今後も、「そこにはない未来を創る」というビジョンのもと、社会の一員として様々な社会的課題の解決に取り組み、世界の持続的発展に貢献してまいります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、IR 活動の基本方針として「株主、投資家をはじめとするすべてのステークホルダーの皆様に対して、適時・適切に会社の情報を開示することは上場企業としての責務であり、この責務を果たすことが健全な証券市場を担う一員として必要不可欠であることを十分に認識し、常に株主や投資家の皆様の視点に立ち、迅速・正確かつ公平な会社情報の開示を行うことができることが重要である。」と考えております。かかる基本方針に基づき、株主をはじめ当社のステークホルダーに対して、ホームページ、説明会等を通じて情報提供を行ってまいります。

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、経営上重要な課題である取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制を整備するため、「内部統制システムの整備に関する基本方針」について取締役会で決定し、厳格な運用を行うものとします。なお、本方針は当社の全役職員に適用されるものとします。

a 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・当社は、法令を遵守し、社会規範に沿った事業活動を行うことを念頭に、企業理念や行動指針を定め、業務を適正に遂行するためにリスク・コンプライアンス規程等の社内規程の整備を実施し、周知徹底を図ります。
- ・前項のコンプライアンス体制の継続的な強化のため、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、必要な場合は社外専門家も含めた体制で関連制度の整備、見直しを行います。
- ・内部監査室を設置し、コンプライアンスの状況について内部監査を行い社長及び関係取締役、監査役に報告します。
- ・監査役は、取締役の職務執行、内部統制システムの整備・運用状況等を、独立した立場で監査します。
- ・社内及び外部の法律事務所を窓口とする内部通報窓口を設置することにより、不正行為について情報を迅速に把握し、対処することとします。
- ・反社会的勢力に対しては、弁護士や警察等と連携し、毅然とした態度で組織的な対応を行うため、反社会的勢力対応規程を制定し、周知徹底を行っています。

b 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役の職務の執行に係る情報については、取締役会議事録を始めとする重要な文書及び情報等を、法令及び「文書保管管理規程」等の社内規程に従って適切に保存・管理します。取締役及び監査役は必要に応じこれらの書類を閲覧することとしています。

c 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

- ・環境、災害、情報等、事業運営上の様々なリスクを把握し未然に防止するため、リスク・コンプライアンス規程を定め、リスク・コンプライアンス委員会を設置しています。リスク・コンプライアンス委員会ではリスクの洗出し、未然防止策を構築するとともに、リスクが表面化した際の迅速な対応、再発防止も含めリスクを総括的かつ個別的に管理します。情報セキュリティーについては、関連規程を整備し、取締役及び従業員に対し、情報の取扱い・漏洩防止について周知徹底しています。

d 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・当社は、毎月開催される取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し戦略決定、重要な業務執行の決定等を行うとともに、取締役の職務執行を監督します。業務の執行については、社内規程を定めることにより組織、業務分掌、職務権限等を明確にし、権限の範囲内で迅速かつ適切な意思決定、職務執行を行うことにより、職務の効率的な執行体制を確保します。

e 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・当社は、子会社を統括する主管部署を定め、独立性を尊重しつつ連結会社経営に関する社内諸規程に従い経営管理及び指導にあたり、原則として取締役や監査役を派遣して業務の適正を確保します。
- ・子会社における経営上の重要事項に関しては、当社へ報告させるとともに、当社の事前承認を要する

事項について取決めして効率的な体制を構築します。

f 財務報告の信頼性を確保するための体制

・当社は、財務報告の信頼性確保のため、代表取締役社長の指揮のもと、財務報告に係る内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し必要な場合は是正を行うとともに、金融商品取引法及び関連法令との適合性を確保します。

g 監査役の補助従業員に関する事項及び当該従業員の取締役からの独立性に関する事項

・当社は、監査役の求めにより監査役の職務補助に専従する従業員を配置するものとし、当該従業員は専属として監査役の指揮・命令に従うものとします。なお、人事（評価・異動等）については監査役の同意を得るものとします。当社は、従業員を含む監査役の執行費用（設備・施設含む）について予算を策定します。

h 取締役及び従業員による監査役への報告体制等

・監査役は、取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役等からその職務執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができます。

・当社及び子会社の取締役及びその他の役職者は、当社及び子会社の業務執行及び事業運営上に重大な影響を及ぼすおそれのある重要事項、または決定の内容及び結果について監査役に報告するものとします。重要事項には、内部統制システムに関する事項も含まれます。

・当社及び子会社の役職員は、当社または子会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実があることを発見したときは、遅滞なく監査役に報告するものとします。また、報告を行ったことを理由として、その報告者に不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び当社子会社の役職員に周知徹底することとします。

i その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・監査役は、代表取締役、会計監査人と定期的な意見交換を行うと同時に、内部監査室と緊密に連携して業務を執行することとします。

・代表取締役社長との定期的な意見交換を実施し、適切な意思疎通及び監査業務の品質向上を図ります。

j 反社会的勢力排除に向けた体制

・反社会的勢力による不当要求、組織暴力及び犯罪行為に対しては、顧問弁護士、警察等の外部専門機関と連携し、解決を図る体制を整備します。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

a 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、「反社会的勢力等排除規程」において、当社グループが反社会的勢力との関係を排除するうえ

での必要な事項を定め、当社グループの役員および従業員（以下「役職員」という）の健全な業務の遂行の確保ならびに反社会的勢力との関係を排除することを定めております。

反社会的勢力から不当な要求が発生した場合には、「反社会的勢力等対応マニュアル」に沿って、毅然とした対応を行ってまいります。

b 反社会的勢力排除に向けた整備状況

反社会的勢力の排除の対応に係る業務は、管理本部が所管し管理本部長が統括しております。

総務人事部は、反社会的勢力等排除のために国や地方公共団体が制定・公表する法律・条例、指針およびガイドライン、その他反社会的勢力等排除に関する規範の最新情報を継続的に確認するとともに、警察及び公益財団法人・暴力団追放運動推進市民センターその他反社会的勢力等排除のための専門機関の主催するセミナーへの出席や情報収集を通じて、反社会的勢力等排除の体制構築に努め、役職員への周知を図っております。また、取引にかかる契約書に暴排条項を盛り込むことにより、当該相手先が暴力団関係者と判明した場合は、いつでも契約解除ができる体制となっております。

取引の相手先の関係者が反社会的勢力等であるまたは反社会的勢力等と関係があると思われる場合は、速やかに所属部門長へ報告し、報告を受けた部門長は、直ちにその旨を管理本部へ報告することとしております。

報告を受けた管理本部は、速やかに管理本部管掌役員および代表取締役社長にその旨を報告するとともに、対応について顧問弁護士等を含めて協議することとしております。

反社会的勢力等またはその関係者および反社会的勢力等と思われる相手方との対応については、別に定める「反社会的勢力等対応マニュアル」によって行っております。

c 反社会的勢力チェックの方法

当社は、「反社会的勢力調査マニュアル」において、新規に取引を始める相手、役職員に関して属性調査をすることを定めております。

新規取引先の調査につきましては、取引開始時の会社概要調査（取引経緯、ウェブサイト・パンフレット等の確認・営業訪問時に状況等の確認）に加え、グーグル検索のキーワード検索による調査、日経テレコンによる調査を実施し、取引可否の判断をしております。

なお、これらの調査にて取引可否の判断がつかなかった場合、帝国データバンク調査等を行い、経営企画部にて取引可否を慎重に判断しております。

既存取引先につきましては、毎年1月から3月にかけて日経テレコンによる定期調査を実施しております。

役職員につきましては、役員就任前または新規雇用前、および毎年1月にグーグル検索のキーワード検索による調査および日経テレコンによる調査を実施し、懸念がある場合は、経営企画部にて対応を検討しております。

V. その他

1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

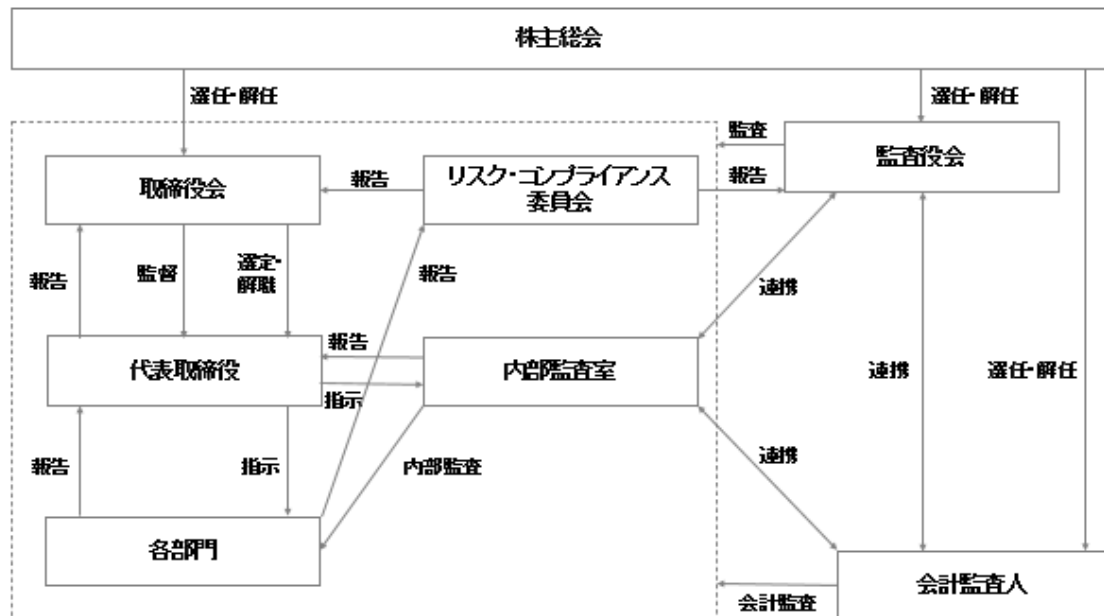
該当項目に関する補足説明

当社では、現在のところ買収防衛策の導入予定はありませんが、将来において検討を要する課題となることも考えられます。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

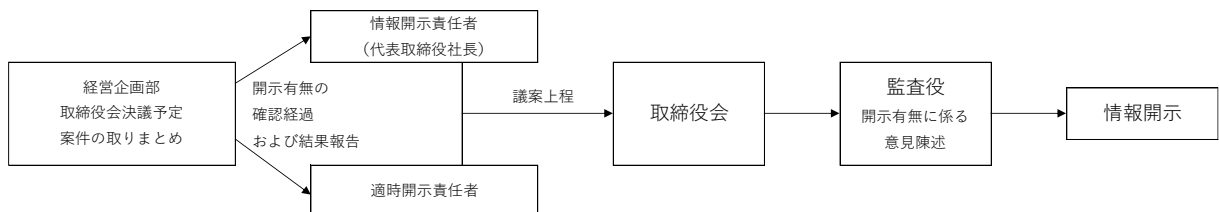
該当事項はありません。

【模式図(参考資料)】

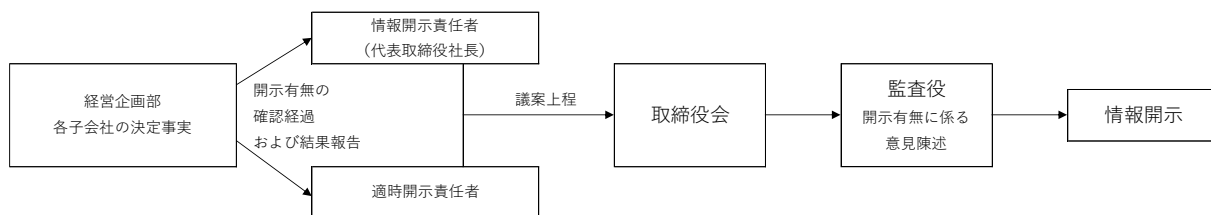


【適時開示体制の概要 (模式図)】

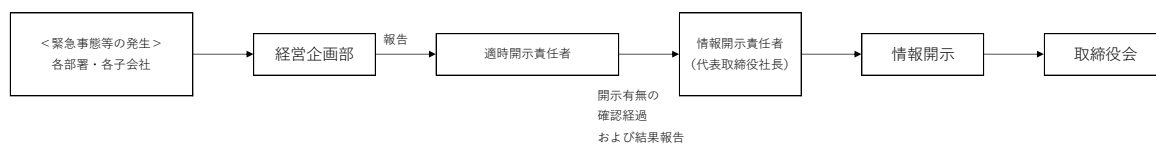
(当社に係る決定事実・決算に関する情報等)



(子会社の決定事実に関する情報)



(当社グループに係る発生事実に関する情報)



※ただし、情報開示責任者（代表取締役社長）不在時には、適時開示責任者の指示により公表の決定を行います。

以上